参考資料３

大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府石油コンビナート等防災本部条例（昭和５１年１０月２２日大阪府条例第８５号）第８条に基づき、大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　防災本部の会議（以下「会議」という。） は本部長が招集し、議長となる。

２　会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（災害対策本部等）

第３条　大規模な災害を発生した場合、防災本部の円滑な運営を図るために、防災本部に各防災体制に応じ、大阪府石油コンビナート指令部、同警戒本部、同災害対策本部　　　（以下「災害対策本部等」という。）を設置するものとする。

２　災害対策本部等は、原則として府庁新別館北館１階に設置する。

３　災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は本部長は必要に応じ指令部員又は　本部員を招集する。

（応援職員）

第４条　本部長は、本部の所掌事務の遂行にあたって、関係機関の応援を要請することができる。

（現地本部）

第５条　災害の規模・態様により総合的な防災活動を実施する必要のあるときは、本部長は、石油コンビナート等現地本部を設置するものとする。

２　現地本部長は、災害発生の市町長又は主たる防災活動が海上である場合は、大阪海上保安監部長（関西国際空港地区（周辺海域）にあっては、関西空港海上保安航空基地長）をもって充てる。

３　現地本部員は、災害現場において、防災活動を行う機関及び特定事業所の本部員をもって充てる。

（専決処分）

第６条　本部長は、緊急を要した会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、防災本部の所掌事務について専決処分を行うことができる。

２　本部長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

（部会）

第７条　防災本部に部会を置き、部会長が招集し議長となる。

２　部会長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。

３　部会長は、部会において調査し、又は審議した事項を本部長に報告しなければならない。

（幹事会）

第８条　防災本部の幹事をもって幹事会を組織する。

２　幹事会は、本部長が招集する。

３　幹事のうち若干名を常任幹事とし、本部長が指名する。

（庶務）

第９条　防災本部の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。

第１０条　この要綱に定めるもののほか防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が　防災本部に諮って定める。

（附則）

１　この要綱は、昭和５１年１１月２９日から施行する。

２　この要綱は、昭和６２年１１月３０日から施行する。

３　この要綱は、平成３年３月８日から施行する。

４　この要綱は、平成９年５月７日から施行する。

５　この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。

６　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

７　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

８　この要綱は、平成２４年６月２８日から施行する。

９　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

10　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

11　この要綱は、平成２９年３月２８日から施行する。